

第1回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第1回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成14年11月19日(火) 午後1時30分開会・午後3時50分閉会							
開催場所	紀州南部ロイヤルホテル(南部町)							
議長氏名	玉井 尚 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 21名 欠席 0名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会長	山田 五良	
		委員	玉井 尚			委員	小山 博	
		委員	平松 泰一			委員	中家 克己	
		委員	宮崎 常二			委員	西玉 集一	
		委員	杉本 正博			委員	今木 國隆	
		委員	立田 圭一郎			委員	井口 黎明	
		委員	三前 雅信			委員	坂本 さわ彥	
		委員	西野 正和			委員	西 定吉	
		委員	永井 恵子			委員	永井 俊子	
	委員	尾崎 剛通		委員	前田 操			
県	委員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	谷本 忠広			
	事務局次長	大江 弘一		事務局	柴田 一人			
	事務局	寺谷 敦						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

1. 開 会
2. 会 長 挨 拶
3. 来 賓 挨 拶
4. 委員及び事務局の紹介
5. 議長、副議長の選任報告・紹介

6. 議 事

報告事項

- 報告第 1 号 南部町・南部川村合併協議会規約について
- 報告第 2 号 南部町・南部川村合併協議会行政調整会議規程について
- 報告第 3 号 南部町・南部川村合併協議会事務局規程について
- 報告第 4 号 南部町・南部川村合併協議会財務規程について
- 報告第 5 号 南部町・南部川村合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協定について
- 報告第 6 号 南部町・南部川村合併協議会における協議項目について
- 報告第 7 号 平成 14 年度南部町・南部川村合併協議会予算について

議案事項

- 議案第 1 号 南部町・南部川村合併協議会会議運営規程について
- 議案第 2 号 南部町・南部川村合併協議会会議録等の公開に関する要綱について
- 議案第 3 号 南部町・南部川村合併協議会会議傍聴要綱について
- 議案第 4 号 南部町・南部川村合併協議会専門委員会規程について
- 議案第 5 号 南部町・南部川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 議案第 6 号 平成 14 年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について

協議事項

- 協議第 1 号 合併の方式について
- 協議第 2 号 合併の期日について
- 協議第 3 号 新町の名称について
- 協議第 4 号 新町の事務所の位置について
- 協議第 5 号 字の区域及び名称の取扱いについて
- 協議第 6 号 条例・規則の取扱いについて
- 協議第 7 号 議員定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 8 号 特別職の身分の取扱いについて

確認事項

- 先進地視察について
- 第 2 回合併協議会開催日程等について

7. 閉 会

第1回 南部町・南部川村合併協議会

平成14年11月19日(火)
午後 1 時 3 0 分 開 会

司会 ご案内の時間となりましたので、ただいまから第1回南部町・南部川村合併協議会を開会させていただきます。

議長が選出されるまでの間、司会を務めさせていただきます事務局の谷本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、あらかじめご承諾を頂きたい事がございます。ご覧のとおり、会場の中に傍聴席を設けさせて頂いております。後ほどご協議して頂きます、南部町・南部川村合併協議会会議傍聴要綱が承認された後に、本来は傍聴が認められることになるわけですが、合併協議というものは、やはり広く地域住民の皆様方に公開するべきものであり、又今回は、当地域における第1回の合併協議会という非常に注目される会議でもありますことから、会長の判断によりまして、このように最初の段階から傍聴席を設けさせて頂いた次第です。

皆様方のご理解をよろしくお願い申し上げます。

又、携帯電話につきましては、会議中はお切り頂くか、マナーモードにして頂けますよう、お願い申し上げます。

それでは、まず開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります、山田五良南部川村長から、ご挨拶を申し上げます。

会長よろしく願いいたします。

山田会長 第1回目の南部町・南部川村合併協議会をお願いを致しましたところ、委員の皆さん全員の出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それからご来賓として和歌山県知事代理の県理事の内田理事さん、それから日高郡選出のお2人の県会議員の皆様のご出席、まことにありがとうございます。今後ともご指導賜りますようによろしく願い申し上げます。

さて、第1回目の協議会でございますが、この両町村の合併の考え方とか或いは経緯とかということにつきましては、先日14日の事前研修会においておおかた申し上げてありますので、この席では時間の関係もありますので省略をさせて頂きたいと思っております。

それで、いよいよ始まるわけでございますが、協議につきましては十分時間をかけて頂きまして、そして、民意ですね、両町村民の意向というのも十分に組み入れられまして、

存分の議論をして頂きまして、終局はこの合併を成功させようというその方向で、心づもりで協議をして頂ければ非常にありがたいと思っております。両町村民はもとより、内外とも非常に関心の高いこの、両町村の合併協議会でございますので、私どももそのつもりでかからないかなと、自分にも言い聞かせているわけでありまして、どうか皆さん方におかれまして、この会のたてりを、趣旨を十分ご理解頂きまして、新町、しかもスムーズなご協議を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、お手元にお示ししていますように、議事といたしましては、報告事項が7件あります。これは最初の協議会でありますので、協議会等のあり方を定めていることの、報告であります。

それから、議案といたしましては、6件の議案を提出をいたしております。これは会議の持ち方を主体とした内容のものでございます。

それから協議事項であります。これが本論、本格的な内容でございますが、今日は8件につきまして、もっとも基本的な内容事項であります。本日は提案を申し上げ、説明を申し上げていく段階になると思います。

以上、非常に最初から内容の大きなものになっておりますけれども、本日第1回目の会議をよろしくようお願い申し上げます。開会に当たりまして挨拶にさせていただきます。

ありがとうございました。

司会 会長、ありがとうございました。

続きまして、本日お忙しい中、当協議会の開催に当たり、ご臨席頂きました皆様にご挨拶を頂きたいと存じます。

和歌山県知事 木村良樹様代理、和歌山県理事 内田安生様、よろしくお願いいたします。

内田理事 合併協議会の発足、まことにめでとうございます。木村知事がご招待を頂いたのですが、あいにく今日は、発明協会の近畿大会が和歌山市で開催されてまして、和歌山を離れることが出来ません。皆様方にくれぐれもよろしくということでございます。

私、県理事の内田でございますが、知事から祝辞を預かって参りましたので、代読をさせていただきます。

第1回南部町・南部川村合併協議会の開催を心からお祝いを申し上げます。皆様には日頃から県政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、当協議会は県内で3番目の法定合併協議会として、本日の初会合を迎えられました。これまでの、町村長さんや議会の皆様初め、事務局の方々のご苦勞と協議会委員各位のご尽力に対しまして敬意を表します。

当地域は、南部川を中心としたのどかな農村地域であり、南高梅を初め、梅の産地として全国的にも有名であります。

合併による行財政基盤の充実に基づいた新しいまちづくりやスケールメリットを生かした組織、人づくりについて今後、この協議会を中心に議論されていくものと存じますが、特産品の梅を生かした日本一の梅の里として、存在感のあるまちづくりが行われるよう、期待を致します。

又、近畿自動車道の御坊南部間については、平成15年度中の開通に向け工事が進められており、県と致しましては道路等のインフラの整備を初め、和歌山県市町村合併支援プランに基づくさまざまな支援と併せて、合併による新しいまちづくりのため、皆様と共に汗をかいてまいりたいと考えてございます。

最後に具体的な調整では、何かと難しいことも生じてくると存じますが、どうか皆様には是非とも前向きで建設的な姿勢と、大所高所に立った活発な語義論のもと、21世紀にふさわしい夢のあるまちづくりのためのビジョンを描いて頂き、その着実な実行をご期待申し上げ、私のお祝いと激励の言葉と致します。

平成14年11月19日 和歌山県知事木村良樹 代読でございます。

本日はまことにおめでとうございました。

司会 ありがとうございます。

続きまして、和歌山県議会議員 富安民浩様、よろしくお願いいいたします。

富安議員 ご紹介頂きました、私日高郡の議席を担当しております、富安民浩でございます。

相思相愛という言葉がございますが、まさに相思相愛と私は思っておるんですが、こうして南部町、南部川村が合併に向けまして、法定協議会、いわゆる実務段階に入るということ、本当に心からお喜び申し上げますと共に、今日までの両町村の首長さん、それと議会の先生方、さらに委嘱を受けた委員の先生方はもとよりであります、両町村民の皆様方の深いご理解に心から敬意を表するものであります。

合併の必要性、避けて通れないということは、色々研究もされたことだと思いますので、私の方から申し上げる事はないと思うんですが、ただ私は、正に合併は避けて通れない、そうした中で合併をしていく中で、自治体の存立目的、存立基盤というものもしっかり果たしていかないと、そのスキーム自体が私はこれから危うくなるんじゃないかなと。正に住民の為、地域の為に行政は存立するというのを、しっかり原点を見据えて、すばらしいまちが出来るように、しっかりとご討議を頂きたいと思っております。

戦後半世紀余りが経過しました。ずーっと経済がふくらむ中で、税収が上がってくる。そうした税収が上がる中で、住民ニーズに応えるべく、行政もどんどんふくらんできた訳ですが、今日の経済の状況見ますと、いささか行政の効率運用、財政の効率運用を見据えて、

次なる歩みのあるべき姿を作っていかなきゃいけない時期であります。

そうした時に、日高郡におきまして一番目にこうしていい形ができあがりましたこと、本当に今日までの皆様方のご苦勞にここから重ねて感謝を申し上げるものであります。

どうか一日も早い形で、新しいまちを作り上げて頂きまして、日高郡内における他の町村の模範になるように、素晴らしいものをお作り頂けますこと、心からお願い申し上げまして、簡単措辞ではございますが、私のお祝いのご挨拶と御礼のご挨拶に代えさせて頂きます。ありがとうございました。

司会　　ありがとうございました。

続きまして、和歌山県議会議員　坂本登様、よろしくお願いいいたします。

坂本議員　　どうも皆さんこんにちは。ただいま紹介して頂きました、坂本登でございます。どうぞよろしくお願いを致します。

本日は、合併に向けての初協議会が、本日開催されましたことに一言ご挨拶を申し上げます。

今後の両町村の合併に向けての取り組みに期待を込めて挨拶をさせて頂きます。

さて、私は以前よりかねがね申し上げてまいりましたことは、合併は時代の趨勢として必要であります。しかしながら、その規模は小さい合併の方が正しいと信じている一人であります。幸い我がふるさとの合併に向けての協議会がスタートしたことは、その意にかなった、本当の理想的な組み合わせであると思います。

以前には田辺市を中心とした、大きな範囲での取り組みを考慮した時期もあったことも事実であります。しかし、2町村での合併が望ましいと、両町村長さんの英断と町民の皆さんの選択肢が、ぴたりと一致したことは本当に幸せなことでもあります。

私は去る3月の県議会本会議においても、県の支援のあり方として、小さな合併を推進すべきと提案してきました。知事の答弁も、大きい、小さいにこだわることではないということでありました。これからの新しい時代であっても、住民自治の根本は財政だけのものさしで考えてはいけません。心と心の結びつきを最優先とした合併を考えていく。そして地方自治としての基礎を築いていくべきであると思います。県庁でもよく、この南部・南部川の合併の進め方について、本当によい見本であり、評判のいいものとして、私に喜んでくれる方がたくさんおられます。本当にうれしいことでございます。

ただ私は、日高郡の県議会議員として龍神村のことが少し気になっているところであります。この席で申し上げる必要もない事かもしれませんが、田辺市を中心とした8市町村の枠組みでしか選択肢が考えられなかったのかどうか、今も私は疑問に思うところであります。単独のケース、近隣の合併等々、2、3のケースをもっと考えて欲しいことを村の方々に言ってきたところであります。大きな合併はいつでもできるのであります。しかし、一度合併してしまうと分割は簡単に出来ることではありません。産業の形態や、行政需要の

中身、或いは自然環境を目指す方向、そして何よりそれぞれの地域の気質と異なった歴史、風土があるということであります。何が何でも合併してしまうことのリスクがあまりにも大きすぎると思うからであります。

地方自治とは、すなわち自分で使うお金は自分で作る他ありません。歳出の調整はある程度可能であります、歳入の帳尻を地域ごとに納得することは、税金を平等に取ることであります。この点が将来にわたって一番住民が考慮していく大事な点かと考えております。

再度申し上げますが、本日協議会は本当に意義のあるものとして、大いに評価すべき所があると考えます。今後におかれましては政治に、行政に携わる方々の膨大な事務手続きが必要となって参りますが、大変でしょうが最大限、住民の方々の意見を尊重しそして、情報や行政の知識を、これまで以上に2つの町村民の皆さんに開示し、21世紀の南部郷の輝かしいスタートを、すべての人々が喜べるものになるために、ご尽力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に住民同士の心の合併をスローガンに行政範囲を構築してくれることをお願いして一言のご挨拶と致します。

本日は皆さん、どうもご苦労さんでございます。

司会 ありがとうございます。

ここで、祝電を頂いておりますので、ご披露申し上げます。

南部町・南部川村合併協議会の発足並びに、第1回の協議会会議の開催を心からお祝い申し上げます。新しいまちづくりに向けて、皆さまの英知を結集し実り多き合併協議が重ねられることをご祈念申し上げます。

田辺広域合併協議会会長脇中孝様。

ありがとうございました。

尚、内田理事様、富安県議様、坂本県議様におかれましては、この後公務の御予定もございませう関係上、ここで退席されます。お忙しい中本当にありがとうございました。

(来賓退席)

司会 会場の席順を整えます関係上、しばらくお待ち下さい。

司会 では、11月14日の協議会委員事前研修において、会長から委嘱されました委員の皆様方のご紹介と合併協議会事務局職員の紹介を合併協議会事務局長の小谷から、させていただきます。

小谷事務局長　それでは、ここで委員さんのご紹介をさせていただきます。
まず、となりから南部町2号委員の議会議長玉井尚様。
続きまして、南部川村長　本会の会長の山田五良様。
南部町長、副会長であります山崎繁雄様。
2号委員、南部町議会副議長、平松泰一様。
同じく2号委員、南部町議会議員、及び特別委員会副委員長、宮崎常二様。
学識経験者、4号委員、南部町商工会会長、三前雅信様。
南部町社会福祉協議会会長、立田圭一郎様。
南部町漁業協同組合組合長、及び町の教育委員でもございます西野正和様。
南部町連合婦人会会長、永井恵子様。
南部町農業振興協議会会長、尾崎剛通様。
南部町3号委員、助役の杉本正博様。
4号委員、学識経験者、日高振興局長小住博昭様。
続きまして南部川村3号委員、助役の今木國隆様。
南部川村4号委員、学識経験者、農林業振興協議会会長西定吉様。
南部川村連合婦人会会長、永井俊子様。
南部川村区長会会長、前田操様。
南部川村合併研究会副会長、坂本さわゑ様。
南部川村合併研究会会長及び南部川村商工会副会長、井口黎明様。
続きまして2号委員、南部川村議会議員及び特別委員会副委員長、中家克己様。
南部川村議会副議長、西玉集一様。
同じく2号委員、南部川村議会議長、小山博様。
続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。先程から司会を務めております、南部町の谷本忠広でございます。
合併協議会事務局次長、大江弘一。
続きまして南部川村からまいっております、寺谷敦です。
南部町からきてございます、柴田一人です。
南部川から、前田有理子です。
私、事務局長の小谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

司会　続きまして、南部町・南部川村合併協議会規約第9条第2項の規定により、本協議会の議長、副議長が両町村の議会議員から選任された委員の互選により選任されていきますので、小谷事務局長から選任報告とご紹介を申し上げます。

事務局長　それでは、選任報告をいたします。

去る11月14日、両町村の2号委員でございます両町村議会議員6名で慎重審議の結果、南部町・南部川村合併協議会の議長には、南部町議会議長の玉井尚様になることに決まっております。

なお、副議長につきましては、南部川村議会議長の小山博様が選任されました。

以上で報告を終わらせていただきます。

司会　ありがとうございました。ただ今報告がございました通り議長には、南部町議会議長の玉井委員さん、副議長には、南部川村議会議長の小山委員さんが選出されました。

ここで、満場一致の拍手を頂きたいと思います。

(拍手)

司会　ありがとうございました。

それでは、会議の進行を議長さんにバトンタッチしたいと思います。

玉井議長さんよろしくお願ひいたします。

議長　ただいま議長に選出されました南部町の玉井です。私の名前は、玉井尚というんです。和尚さんの尚という字を一字。あの字一字であれ何と言うんかなと皆言うんですが、玉井尚というんです。しょういうことでありますので、どうぞひとつよろしくお願ひ申し上げます。

議長という大役を仰せつかったわけではありますが、後でまた審議していただくわけですが、この会議の運営規程というのはこの後であります。そここのところに議長は迅速かつ能率的に議事を進めよと、委員の皆さんは円滑に議事が進めるようそれに協力、皆さんと書いてないんやね。委員は、円滑に議事を進めるよう協力せよと、そういうふうな意味のことを書いてあります。

そういうことで、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

この前、田辺の協議会では非常に大勢やって、各町村から6名、結局10カ市町村で60名、そこへもってきて事務局、それから各町村の担当者、それから報道関係者の皆さん、それから傍聴の皆さん、そういうことで100何十名という方がここへ大勢ぎっしり詰まって、ここへ立ってみたら後ろの方がかすんで見えにくいくらい。そういう大勢の中で発言せよということは、これ非常にそれは難しい。勇気が要る。きょうは、両町村で20名と局長さんと入れて21名と、こういう雰囲気の中です。ありますから、どうかひとつざっくばらんなご意見をどんどんとちょうだいしたいなと、こういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが会議次第に従いまして議事を進めさせていただきますと思います。

6の議事というのは、この前の14日の会議のときにお渡ししました日程、第1回南部町・南部川村合併協議会会議資料というこういう冊子、この表紙をめくっていただいたらそこに会議次第が出ております。まず開会から始まって、会長あいさつ、それから来賓あいさつ、委員及び事務局の紹介、議長・副議長の選任、報告、紹介、今そこまで終わったところです。

今度、その6番の議事から入るわけであります。報告事項、議事の中のひとつ報告事項、ここから

始めたいと思います。

それでは、その報告事項の報告第1号から第7号まで、一括して事務局の方より提案させていただきます。事務局長、お願いします。

事務局長　それでは、会議資料の1ページをお願いしたいと思います。1ページ目で、報告第1号 南部町・南部川村合併協議会規約について。

平成14年11月12日施行の南部町・南部川村合併協議会規約について、別紙のとおり報告する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

以下、2ページに規約が載っております。以下、時間の関係上、要点のみ報告とさせていただきます。

まず第1条では、協議会の設置ということで、南部町と南部川村は地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併協議会を置く。

第2条では、協議会の名称でございます。南部町・南部川村合併協議会と称する。

第3条では、協議会の担任する事務でございます。1としまして合併に関する協議、2としましては市町村建設計画の作成、3としましては前2号に掲げるもののほか、南部町と南部川村の合併に関し必要な事項、これらを担任することになってございます。

第4条では、協議会の事務所、事務所は日高郡南部町大字芝 265番地の1に置くということで、南部町の住民会館の2階をお借りしてございます。2階に事務所を置くことにしております。

第5条、組織。協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

第6条で、会長及び副会長。会長及び副会長は次条第1項第1号の規定、これは両町村の町村長の委員でございますけれども、のうちから南部町と南部川村の長の協議によりこれを定めるということで、後ほど別紙になってございます協議書でご説明を申し上げます。

第7条では、委員を規定してございまして、1、南部町と南部川村の長、2として南部町と南部川村の議会の議員、3、南部町と南部川村の職員、4、学識経験を有する者、ただいまの2号、3号、4号につきましては、南部町と南部川村の長が協議をして選任するというふうになってございます。これも、後ろの協議書に記載をしております。それから、3としまして、学識経験者の4号委員のうち、南部町と南部川村の長が協議により定めたものについては、その委員は代理を認めることができるというふうになってございます。これも協議書で定めてございます。委員は、会長が委嘱し非常勤とするということで、11月14日に委嘱をお願いしてございます。

それから、第8条では会議ということで、会長が招集をするということになってございます。それから、委員の3分の1以上の者から招集があるときは、会長はこれを招集しなければならないということで、3ページの上、3には会議は委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができないというふうに決めてございます。

第9条では、議長及び副議長ということで、会議に議長及び副議長を置く。議長、副議長につきましては、2号委員からの互選によりこれを定めるということで、各両町村の議会議員の皆様方に互選をさせていただきます。

それから、第10条では専門委員会の規定を設けてございます。協議会には、専門委員会を置くこ

とができるということで、専門委員会規定につきましても、後ほどご協議をいただくことになって
ございます。

それから、第12条では協議会の事務局についての定めでございます。協議会に事務局を置く。事
務局に従事する職員としましては、南部町と南部川村の長が協議をして定めたものをもって充てる
。3として、事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。これは、事務局規定を別に定めてござ
います。

それから、第13条では協議会の経費を規定してございます。2としまして、協議会の負担金は南
部町と南部川村で均等に負担するものとする。

第14条では、監査の項目でございまして、協議会の出納の監査は南部町と南部川村の監査委員各
1名に会長が委嘱して行うというふうに決めてございます。

それから、第15条では財務に関する事項ということで、協議会の予算の編成、現金の出納、その
他財務に関し必要な事項は会長が別に定めるということで、これも財務規定を設けてございます。

それから、第16条では報酬及び費用弁償の決め事でございまして、会長、副会長及び委員は、報
酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

4ページに移りまして、前項に定める報酬及び費用弁償の額並びにこれらの事業ごとについては
、会長が会議に諮って別に定めるということで、これにつきましても委員等の報酬及び費用弁償に
関する規定をつくってございます。後ほどご審議をいただきます。

協議会解散の場合の措置、17条で解散する場合には解散の日を、収支につきましては解散の日を
もって打ち切り、会長であった者がこれを決算するというように決めてございます。

附則、この規約は平成14年11月12日から施行するというで、続きまして5ページに両町村の
首長によります協議書が取り交わされてございます。その写しを参考につけてございます。

左側中ほどに規約第6条第1項に規定する会長、副会長の選任については、会長には南部川村の
山田五良氏を選任する。副会長には、南部町の山崎繁雄氏を選任するというふうに協議が整ってご
ざいます。

2としましては、規約第7条第2項に規定する委員の選任ということで、南部町2号委員には玉
井尚様、平松泰一様、宮崎常二様、南部川村では小山博様、西玉集一様、中家克己様、3号委員と
しましては、南部町杉本正博様と南部川村今木國隆様、4号委員につきましては、南部町で三前雅
信様、立田圭一郎様、西野正和様、永井恵子様、尾崎剛通様、南部川村では井口黎明様、坂本さわ
糸様、前田操様、永井俊子様、西定吉様、それから日高振興局から小住博章様、以上が2号、3号
、4号委員の選任をしてございます。

3としまして、規約第7条第3項に規定する委員を定めることについてということで、前事項で
選任した4号委員のうち、日高振興局から選任した委員を代理を認める委員として協議が整ってご
ざいます。

右側4には、事務局職員を決めてございます。

これらにつきましては、11月12日に双方協議整いまして、署名をして1通ずつ取り交わしてござ
います。

続きまして、6ページで報告第2号ということで南部町、南部川村合併協議会行政調整会議規定

について。

平成14年11月12日施行の南部町・南部川村合併協議会行政調整会議規定について、別紙のとおり報告する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

7ページで、南部町・南部川村合併協議会行政調整会議規程をつくってございます。

第1条では、趣旨ということで規約第11条第2項の規定に基づきまして、行政調整会議に関し必要な事項を定めるということで、本規定を設けてございます。

第2条では、所掌事務ということで、協議会に提案する事項について協議または調整を行うものと決めてございます。

第3条では組織ということで、行政調整会議は両町村の助役、収入役、教育長及び課長等の職にある者及び合併担当職員をもって構成する。

第4条役員につきましては、助役の職にある者のうちから互選により選任するということで、委員長には南部町助役杉本正博氏、副委員長には南部川村助役今木國隆氏が選任されてございます。

それから、第7条にいきまして幹事会の規定でございます。行政調整会議に幹事会を置くということで、幹事会は助役、収入役、教育長及び総務課長をもって構成する。両町村の助役、収入役、教育長、総務課長で構成をします。幹事会には、幹事長及び副幹事長を置くということで、行政調整会議の委員長、副委員長がこれを兼ねることになってございます。

以下、第8条では専門部会担当者会議、第9条では関係者の出席等、8ページに移りまして第10条では報告事項ということで、行政調整委員会議の協議及び調整の経過等については、会長に報告するものとするとなつてございます。

11条では庶務、12条では補則ということで、この規定は平成14年11月12日から施行するということでございます。

続きまして、9ページ報告第3号 南部町・南部川村合併協議会事務局規程について。

平成14年11月12日施行の南部町・南部川村合併協議会事務局規程について、別紙のとおり報告する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

10ページに規程が載せてございます。

第1条、趣旨でございますけれども、規約第12条第3項の規定に基づきまして、事務局について必要な事項を定めるものとする決めてございます。

第2条所掌事務につきましては、一番目に協議会の運営に関すること。2として、市町村建設計画の策定に関すること。3としまして、協定項目の調整に関すること。4、その他必要な事項、これらを所掌することになっております。

第3条では組織ということで、担当の分掌事務は別表第1のとおりとするということで、組織を決めてございます。

第4条では、職員等ということで、事務局に局長、次長、その他必要な職員を置き、協議会の会長がこれを任命する。これも、11月12日に任命をされてございます。

第5条では、職員の責務が決めてございます。

第6条では会長の決裁事項、第7条では専決事項、第8条では公印、11ページに移りまして、第9条では職員の勤務時間ということで、会長の属する町村の例によるとしてございまして、8時30分から17時15分までとなっております。

第10条、職員の給与等ですけれども、給与についてはそれぞれの属する町村が負担する。事務局職員の旅費につきましては、会長の属する町村の例により、事務局の予算において支給するものとする。

それから、11条では補則。この規定は平成14年11月12日から施行するというので、別表第1に分掌事務、別表第2としましては公印関係についての決め事でございます。

続きまして12ページに移りまして、報告第4号南部町・南部川村合併協議会財務規程について。

平成14年11月12日施行の南部町・南部川村合併協議会財務規程について別紙のとおり報告する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

13ページに規程をつけてございます。

第1条では趣旨ということで、規約第15条の規定に基づき、財務に関し必要な事項を定めるものとする決めてございます。

第2条、予算。協議会の予算は、南部町と南部川村の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とするということで、この負担金につきましては規約により均等に負担をするものとしてございます。

第2条の4では、協議会の会計年度は地方公共団体の会計年度によるということで、4月1日から3月31日までを年度としてございます。

第3条では補正予算のことについて、補正の必要が生じた場合はこれを調整し、協議会に報告をするものとする。

第4条では、歳入歳出予算の区分でございまして、別表1、別表2のとおり区分をしてございます。

第5条では、出納及び現金の保管ということで、協議会の出納は会長が行う。協議会に属する現金は、金融機関に預金する等、確実な方法によって保管しなければならない。

第6条では、出納員の決め事でございまして、協議会の事務局職員のうちから出納員を命ずる。

第7条では、予算の流用及び予備費の充当でございまして、歳出予算の流用及び予備費の充当は、会長の属する町村の例により行うものとするというふうに定めてございます。

第8条では、収入及び支出の手続ということで、収入、支出の手続につきましては会長の属する町村の例により行うものとする決めてございます。

協議会の出納員は、次の文書を備え出納の管理を行うものということで、14ページに載っておりますように予算差引簿、前項に掲げるもののほか必要な文書、これを備えておくことにしてございます。

第9条につきましては、決算についてでございまして、監事の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならないということで、決算を打ちまして監査に付した後、本協議会の認定をやることになってございます。

第10条では補則、それから附則1、2、3とございまして、附則の3では会長はこの規定の施行

日以降、第1回協議会の開催日前までの間において収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとするということで、12日から始まりまして、きのう18日までの間でもう既に執行した分等がございます。

別表第1、歳入の款、項の区分、第2につきましては歳出の款、項の区分でございます。

以上が財務規程でございます。

15ページに移りまして、報告第5号 南部町・南部川村合併協議会委員の身分等の取り扱いに関する協定について。

平成14年11月12日施行の南部町・南部川村合併協議会委員の身分等の取り扱いに関する協定について別紙のとおり報告する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良ということで、16ページに協定書の方へ写しをつけてございます。これにつきましては、第1条で身分等ということで、当該委員は協議会の委員の委嘱をもって、当該委員を選任した町村長が属する町村の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

それから、第2条では公務災害補償制度の適用ということで、当該委員の公務災害及び通勤災害等につきましては、当該委員を選任した町村の公務災害補償制度を適用し、かつ、当該町村において対応するものとするというふうに決めてございます。ですので、皆様方の公務災害とか通勤途上での災害につきましては、出身町村の非常勤職員公務災害を適用する協定でございます。

第3条につきましては、報酬費用弁償、みなし規定でございます。

最後に、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、南部町と南部川村の長が記名押印の上、それぞれその1通を保有するというので、下に記名、押印がございまして。

続きまして17ページ、報告第6号 南部町・南部川村合併協議会における協議項目についてでございます。

平成14年11月12日施行の南部町・南部川村合併協議会における協議項目について別紙のとおり報告する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良ということで、18ページ協議項目をつけさせていただいております。

大きな1としまして、自治体の存立にかかわる基本的事項ということで、合併の方式、合併の期日、新町の名称、新町の事務所の位置、字の区域及び名称の取り扱い、財産及び債務の取り扱い、事務組織及び機構の取り扱い、条例・規則の取り扱い、旧町村の慣行の取り扱い、慣行と申しますのは、町村の花、鳥、木とか歌、町民憲章、それから町章、村章等を慣行と称しております。

大きな2としましては、合併特例法による特例にかかわる事項ということで、議員定数及び任期の取り扱い、農業委員会委員定数及び任期の取り扱い、地方税の取り扱い、一般職の職員の身分の取り扱い、これらを協議していただきます。

大きな3としまして、事務事業の一元化に関する事項ということで、特別職の職員の身分の取り扱い、一部事務組合等の取り扱い、使用料・手数料等の取り扱い、公共的団体等の取り扱い、公共的団体といえますのは、農協とか漁協、森林組合、商工会、それから各種団体、婦人会、青年団等、いろいろな団体すべてを含めて公共的団体と称しております。

各種団体への補助金・交付金等の取り扱い、それから各種事業での受益者負担の取り扱い、国民健康保険事業の取り扱い、介護保険事業の取り扱い、消防団の取り扱い、学校給食の取り扱い、各種事務事業の取り扱いとしまして、そこに書いてございますように総務企画関係事業、保健衛生事業、住民福祉事業、農林水産関係事業、商工観光関係事業、建設関係事業、環境衛生事業、上水道事業、簡易水道事業、下水道事業、集落排水事業、学校教育関係、社会教育関係、社会福祉協議会、その他行政サービスにかかる各種制度の取り扱いすべてをひっくるめてございます。

それから、大きな4として新町建設計画、以上が本協議会で協議をお願いする項目でございます。

続きまして19ページ、報告第7号 南部町・南部川村合併協議会予算について。

平成14年11月12日施行の南部町・南部川村合併協議会予算について別紙のとおり報告する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良ということで、20ページに予算書をつけてございます。

歳入では、負担金としまして2,000万円、これは構成町村の負担金ということで、両町村1,000万ずつ、それから2款としまして県支出金500万円、合併推進事業費の補助金です。それから、諸収入として1,000円預金利子を想定しております。

歳出では、運営費で527万円、内訳としましては報酬、委員会委員さん方の報酬、それと旅費。費用弁償につきましては、先進地視察を予定してございます関係で経費を計上しております。それから需用費、各種資料とかファイル等、会議費での食糧費等85万円、役務費は広告料、委託料につきましては会議録の作成とか講師派遣委託。この講師派遣につきましては、去る11月14日に行いましたまちづくり講演会での講師委託でございます。使用料・賃借料が46万円。

それから2番目としまして事務費で533万1,000円、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等、事務的な関係の経費でございます。事業費1,410万円、報償費が15万円、謝礼金、これにつきましては、後ほど事業計画でも申し上げたいと思いますけれども、フォーラムを開催してみたいということで講師謝礼を組んでございます。旅費5万円、そのフォーラムに係る費用弁償等です。需用費が120万円、消耗品費、食糧費、印刷費。印刷費につきましては、毎月予定しております協議会だよりの印刷費を想定しております。委託料1,270万円、新町建設計画作成で3月に素案を提案させていただきたいわけなんですけれども、その素案作成までの分として500万円、それから新町の例規整備の業務、調査ヒアリングまでとしまして本年度分170万円、両町村合併いたしますと、今の条例規則はすべて廃止されて、新しい条例規則が作成されることとなります。ホームページ作成100万円、初期設定を想定してございます。ホームページにつきましては、明日20日に立ち上げる予定でございます。それから、電算統一業務調査、職員でプロジェクトチームを組みまして、業者とのヒアリングを行いたいということで、その分、本年度分として500万円、予備費が30万円、以上で1号から7号までの報告を終わらせていただきます。

議長 　ただいま事務局より報告事項の1号から7号までの説明がありました。これにつきまして、皆さん方の質問等がございましたらお受けしたいと思います。

質問はございませんか。はい、A委員。

A委員 予算の中で、需用費、印刷費があるわけです。それで、協議会だよりを毎月発行するということですが、住民に発行するのかそのあたり。

事務局長 12月号、第1号としまして12月1日発行予定しております、12月、1月、2月、3月、それから4月号も14年度予算で作成をして発行する予定でございます、毎月1日、両町村全戸配布で、約1回に10万円ぐらいかなということで、それから創刊号としてカラー印刷をする関係もございまして、70万のお願いをしております。全戸配布をする予定です。

議長 ほかに。ほかに質問ございませんか。

質疑がなければ、報告事項につきましては以上のとおりご確認いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、議案事項に移りたいと思います。

まず、議案第1号の南部町・南部川村合併協議会会議運営規程について、事務局より説明願います。

事務局長 資料の21ページをお願いします。

議案第1号 南部町・南部川村合併協議会会議運営規程について。

南部町・南部川村合併協議会会議運営規定(案)について、別紙のとおり提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

22ページ、以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

南部町・南部川村合併協議会会議運営規程(案)

趣旨。

第1条、この規定は、南部町・南部川村合併協議会規約第8条第5項の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会の会議(以下「会議」という)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

基本方針。

第2条、会議は原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議に諮って、公開しないことができるものとする。

2、会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

議長及び委員の責務。

第3条、議長はその職に当たり、迅速かつ能率的に会議を運営するように努めなければならない。

2、委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

会議の開閉等。

第4条、会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2、委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

会議録の調製等。

第5条、議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

1、開催の日時及び場所、2、出席委員等の氏名、3、議題及び議事の要旨、4、前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項。

2、会議録に署名する委員は2人とし、議長が会議において指名する。

会議録等の公開。

第6条、会議録及び会議資料は、原則として公開する。

前項の規定による公開は、議長が定める方法により行うものとする。

傍聴。

第7条、会議は、傍聴することができる。

2、会議の傍聴については、議長が別に定める。

規律。

第8条、何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2、会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

23ページで補則。

第9条、この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附則、この規定は平成14年月日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご賛同のほど、お願い申し上げます。

議長 以上で説明が終わりました。これにつきまして、質問、ご意見等ございませんか。

B委員。

B委員 第2条なんですが、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合とはいうところがあるんですが、傍聴の規制する場合ですね。こういう事態というのは、書かれてあるんですけども、ほとんどないんじゃないかと思いつつ質問をしておるんですがいかがですか。

事務局長 今、予定しております協議していただく事項については、今のところすべて公開できるものであると思っておりますけれども、事務事業の調整案の協議の中で非常に難しい部分が出てきた場合を想定して、このように規定をさせていただきたいということで、現在のところ想定するものとしてはございません。

以上です。

議長 ほかに質問、ご意見ございませんか。

それでは、会議運営規程について、ご承認いただけたとこのように思いますので、拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご承認いただきました会議運営規程の中に、会議録に署名する委員は2人として、議長が会議において指名すると定められております。

このことから、早速ではございますが、本日の会議の会議録署名委員を2名指名させていただきたいと思います。

南部町のC委員さん、南部川村のD委員さん、このお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、続きまして議案第2号の南部町・南部川村合併協議会会議録の公開に関する要綱について事務局長の説明を求めます。

事務局長 資料24ページをお願いいたします。

議案第2号 南部町・南部川村合併協議会会議録等の公開に関する要綱について。

南部町・南部川村合併協議会会議録等の公開に関する要綱(案)について、別紙のとおり提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

25ページをお願いします。

南部町・南部川村合併協議会会議録等の公開に関する要綱(案)。

趣旨。

第1条、この要綱は、南部町・南部川村合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会(以下、「協議会」という)の会議の会議録及び会議資料(以下「会議録等」という)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

公開の請求。

第2条、何人も会議録等の公開を請求することができる。

2、公開の請求は、会議録等公開申入書(別紙様式)に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

公開に供する会議録等。

第3条、公開に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議資料については、この限りでない。

公開の場所及び時間。

第4条、公開に供する場所は、協議会事務局及び協議会を構成する市町村の指定する場所とし、その時間は、当該事務局または市町村の指定する場所の執務時間内とする。

会議録等の複写等。

第5条、会議録等の複写の方法は、筆記に限るものとする。ただし、会議資料で特に指定するも

のについては、この限りでない。

補則。

第6条、この要綱に定めるもののほか、会議録等の公開に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附則。

この要綱は、平成14年月日から施行するということで、26ページには別記様式ということで、第2条関係の会議録公開申入書の書式を添付してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご賛同のほどお願い申し上げます。

議長　ただいま事務局より会議録の公開に関する要綱について説明がございました。これにつきまして、皆様方のご審議をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問があればお出し願いたいと思います。

ございませんか。ご意見、ご質問ございませんか。

それでは、ご承認いただけるようでございましたら、拍手をお願いいたします。

(拍手)

議長　ありがとうございました。

それでは、続きまして議案第3号の南部町・南部川村合併協議会会議傍聴要綱について、事務局より説明願います。

事務局長　資料集の27ページをお願いします。

議案第3号 南部町・南部川村合併協議会会議傍聴要綱について。

南部町・南部川村合併協議会会議傍聴要綱(案)について、別紙のとおり提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

28ページ、お願いします。

南部町・南部川村合併協議会会議傍聴要綱(案)

趣旨。

第1条、この要綱は、南部町・南部川村合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会の会議(以下「会議」という)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

傍聴人の定員。

第2条、会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2、一般傍聴人の定員は20人とする。ただし、会場の都合により、議長は定員の数を増減することができる。

傍聴の手続。

第3条、会議を傍聴しようとする者は、南部町・南部川村合併協議会会議傍聴人受付簿に、住所及び氏名を記入の上、傍聴証の交付を受けなければならない。

2、傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開始予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項に定める定員を超えるときは、くじ引きにより一般傍聴人を決するものとする。

傍聴証の返還。

第4条、傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを議長に返還しなければならない。

傍聴席に入ることができない者。

第5条、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 1、銃器、その他危険な物を携帯している者。
- 2、酒気を帯びていると認められる者。
- 3、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者。
- 4、笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
- 5、前各号に定める者のほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者。

傍聴人の守るべき事項。

第6条、傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1、会場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - 2、談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。
 - 3、鉢巻き、腕章（報道関係者等である旨を表示する腕章を除く）の類を着用する等、示威的行為をしないこと。
 - 4、飲酒または喫煙をしないこと。
 - 5、みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- 29ページへ写りまして、6、携帯電話の電源を入れないこと。
- 7、前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

撮影及び録音等の禁止。

第7条、傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

職員の指示。

第8条、傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

傍聴人の退場。

第9条、傍聴人は、南部町・南部川村合併協議会会議運営規定第2条第1項ただし書きの規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

違反に対する措置。

第10条、傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

補則。

第11条、この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附則。

この要綱は、平成14年月日から施行するというので、30ページには傍聴証の写し等をつけてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご賛同のほどお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より会議傍聴要綱についての説明がございました。これにつきまして、委員の皆さん方のご審議をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問等ございませんか。

B委員。

B委員 同じところでお尋ねをしてあれなんです、議長が傍聴人の数を増減することができるわけなんです、15分前にくじ引きをやるわけですね。会場を、あらかじめ広い会場を予定するという、希望者に傍聴してもらうために予定するということが大事だと思うんですが、これは事前に次の会場が決まったら議長と打ち合わせをしておくわけですか。くじ引きで20名を決めて、あと30人でも入れるよという会場の場合、どのように扱われますか。

事務局長 本日のような広い会場でございましたら、20名を超えて傍聴していただくことになるかと思えます。

でして、2回目以降、会議の場所についてご相談を申し上げて、できるだけ広い会場で多くの皆様方に傍聴していただけるように取り計らう計画をさせていただきますので、まず抽選することはないかと思えますけれども、万が一オーバーした場合のことを想定をさせていただいてございます。会場につきましては、できるだけ広い会場で多くの皆様方に傍聴していただけるような会場を選定したいと思っております。

以上です。

議長 ほかに、質問、ご意見ございませんか。

それでは、ご承認いただけるようございましたら拍手をお願いします。

(拍手)

議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして議案第4号 南部町・南部川村合併協議会専門委員会規程について、事務局より説明願います。

事務局長 恐れ入ります。31ページをお願いします。

議案第4号 南部町・南部川村合併協議会専門委員会規程について。

南部町・南部川村合併協議会専門委員会規程（案）について別紙のとおり提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

32ページをお願いします。

南部町・南部川村合併協議会専門委員会規程（案）。

趣旨。

第1条、この規程は、南部町・南部川村合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会（以下「協議会」という）の専門委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

。

所掌事務。

第2条、専門委員会は、協議会から付託された事項について調査または協議等を行うものとする。

。

委員。

第3条、専門委員会の委員は、協議会の委員のうちから選任する。

2、選任方法、委員数その他必要な事項は、協議会の会長（以下「会長」という）が協議会の会議に諮って別に定める。

役員。

第4条、専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

職務。

第5条、委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議。

第6条、専門委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集し、その議長となる。

2、会議は、委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

関係者等の出席。

第7条、専門委員会は、必要に応じて学識経験者、県職員、南部町と南部川村の職員等に会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、または助言を求めることができる。

報告。

第8条、委員長は、専門委員会における調査または協議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

庶務。

第9条、専門委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

補則。

第10条、この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮って別に定める。

附則。

この規程は、平成14年月日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご賛同のほど、お願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より、専門委員会規程についての説明がございました。

これにつきまして、委員の皆さん方のご審議をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問等ございませんか。

ご意見、ご質問ございませんか。

A委員。

A委員 専門委員会の委員は、協議会の委員のうちから選任するということになってますが、これ何名ということは規程はないんですか。

それと、一人の委員が他の専門委員会に重複するということがどうなるんか。このあたりの説明。

事務局長 これにつきましては、一応今のところ事務局案として想定してございますのが、新町の名称についてと、新町の議会の議員の定数及び任期についてを専門委員会で図れたらなということで提案をさせていただいておるわけなんですけれども、これにつきましては第2回目の協議会の中で専門委員会を置くか置かないかも含めて協議をしていただくことにしたいと思っております。

それで、専門委員会を置くということになれば、そこで改めて要綱等、次回この場でおささせていただきます、それに基づいて皆様方に協議をしていただきたいと思いますと考えてございます。

全国的な例を見ますと、一人の委員さんが幾つもの専門委員会に重なって入ってある場合等、多々見受けられます。人数の多い協議会ですと、幾つもの専門委員会に分けてございますけれども、小さな委員会では専門委員会を置かないで、協議会の場で一気に協議を進めていく方法等、全国いろいろなパターンがございます。

以上でございます。

議長 ほかに質問ございませんか。

それでは、ご承認いただけるようでございますたら、拍手をお願いします。

(拍手)

議長 ありがとうございました。

それでは、引き続き議案第5号の南部町・南部川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、事務局より説明願います。

事務局長 引き続き33ページをお願いします。

議案第5号 南部町・南部川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について。

南部町・南部川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について別紙のとおり提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

34ページをお願いします。

南部町・南部川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）
趣旨。

第1条、この規程は、南部町・南部川村合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会（以下「協議会」という）の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

報酬の額。

第2条、協議会の委員等の報酬は、日額 7,500円とする。ただし、地方公共団体の長、その他の常勤職員については、これを支給しない。

費用弁償の額。

第3条、協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する町村の例により、旅費を費用弁償として支給する。

2、前項の規定は、委員以外の者が協議会の依頼に応じた旅行をした場合についても準用する。

補則。

第4条、この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附則。

この規程は、平成14年 月 日から施行する。

ここで、日額 7,500円という提案をさせていただいてございます。これは、4月から6月までの田辺任意合併協議会への委員さん方の報酬につきましては、6,500円とプラス旅費相当分ということでございました。ですけれども、今回旅費込みということで 7,500円とさせていただいてございます。

ですので、今後、南部町・南部川村会場を持ち回りで行くかと思えますけれども、旅費が非常に計算が難しくなっていますので、旅費込みの報酬額とさせていただきたいという案でございます。

以上、よろしくご審議、ご賛同のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より委員の報酬及び費用弁償に関する規程についての説明がございました。これにつきまして、皆様方のご審議をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問、ございませんか。

E委員。

E委員 34ページの第3条の2なんですけれども、委員以外の者が議会の依頼に応じ旅行となっているんですが、これ旅行という言葉、ちょっと当てはまらないような視察とか何とかという名称にかえられないんですか。

事務局長 委員以外の者が協議会の依頼に応じ旅行をした場合についても準用するという、こ

の旅行という言葉でございますけれども、これは各町村の条例集でも出てまいりまして、法令用語として使われてございます関係上、旅行という表記にさせていただいております。

議長　ほかに質問ございませんか。

事務局長　すみません。ちょっと今の補則でございますけれども、変更してはならない規定も何もございませんので、旅行という言葉を変更することも可能かと思っておりますけれども、法令用語として使わせていただいております。

以上でございます。

議長　よろしゅうございますか。それでは、ほかに質問ございませんか。

それでは、ご承認をいただけるようでございますたら、拍手お願いいたします。

(拍手)

議長　ありがとうございました。

続きまして、議案第6号の平成14年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長　恐れ入ります。35ページをお願いします。

議案第6号　平成14年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について。

平成14年度南部町・南部川村合併協議会事業計画(案)について別紙のとおり提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良ということで、36ページをお願いします。

平成14年度南部町・南部川村合併協議会事業計画(案)。

項目、内容の順に説明をさせていただきます。

会議の開催につきましては、月1回程度開催する。

先進地視察、合併協議の参考とするため、先進地への視察研修を実施するということで、12月4日、5日にかけて、山梨県の南部町、富沢町を予定をしております。南部町、富沢町につきましては、15年3月1日に新町が誕生する予定で進められております。2町村の合併ということで選定をさせていただきました。

それから3つ目、合併協定項目の協議・調整。事務事業現況調査に基づき、調整項目の内容を検討、協議、調整をするということでございまして、事務事業の現況調査につきましては、全体で1,125項目ございます。ですけれども、うち、調整不要と思われるもの180項目ございますので、差し引き協議いただくのは945項目でございまして、主、住民生活にかかわりが深いと思われるものが約40項目そのうちございます。その40項目について、特にご協議をいただきたいと思います。思っております。

それから、住民アンケート実施。新町建設計画作成のため、今後のまちづくりに関する住民アン

ケートの実施とその集計・分析を行うということで、先日お渡しをしてございます事前研修会の資料の後ろに添付をさせていただいております。合併まちづくりに関するアンケート、ご協力お願いしますというA3両面の2枚ものがございますけれども、これを提案をさせていただきたいと思っております。これにつきまして、持ち帰ってそれぞれの団体で協議していただいて、次回の協議会の中で検討していただけたらと考えてございます。一応、たたき台ということで提案をさせていただいております。

それから、市町村建設計画作成。新町の一体的かつ総合的なまちづくり計画である「新町建設計画」の作成、これは合併特例法第5条に規定されているものでございます。住民アンケートの結果等を踏まえて、各行政分野別の課題とそれに対応する施策や主要事業、財政計画、公共的施設の活用、さらにそれらを統括する合併後のまちづくりの基本方針について、コンサルタントを活用して作成をしたいと考えてございます。3月中に計画素案をご提出させていただく予定となっております。

それから、まちづくりフォーラムの開催。住民参加による「まちづくりフォーラム」を開催し、住民アンケートの中間報告を行い、合併に関する意識啓発を行いたいということで、予定としては2月の上旬から中旬あたりで想定をしております。今後検討を加えていきたいと思っております。

それから、協議会だより発行。協議会の内容や進捗状況、合併に関する資料等を掲載し、原則、毎月発行、全戸配布し、住民に対する情報提供を行う目的で協議会だよりを発行したいと思っております。

それから、最後にホームページの開設。協議会の概要、会議の結果等を配信し、情報提供を行うということで、開設につきましては明日20日を予定しております。

以上が、3月末までの事業計画（案）でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご賛同のほどお願い申し上げます。

議長 　ただいま事務局より、平成14年度の事業計画についての説明がございました。これにつきまして、皆様方の方からのご意見、ご質問お受けしたいと思っております。ございませんか。

F委員 　南部川村のFですが、ホームページのアドレスというか、どういうふうに検索すれば見られるのでしょうか。

事務局長 　ホームページのアドレスは、<http://www.minabego-gappei.jp/> ですか。minabego-gappei.jp以上でございます。明日からの予定とさせていただきます。

議長 　よろしゅうございますか。ほかに。

C委員。

C委員 　すみません。ちょっと聞き漏らしたかもわからないんですけども、住民アンケートは

いつごろの予定をしてるんですか。

事務局長 本日これまあA3、2枚ものということでお示しをさせていただいて、皆様お持ち帰りいただいて、第2回目の協議会の場で中身について皆さん方に協議していただいて、そのときにそこで決定すれば12月ですし、修正があれば12月末にかかってくるので、郵便物、年末非常に込み合う関係で、ひょっとすると1月初旬になろうかと思っております。

ですんで、中身について12月に皆様方にご協議いただいた後、発送をするということで、なお、18歳以上20%以上の町村民、約2,400人を今のところ想定をしております。18歳以上の方の20%以上2,400名を対象に2回目の協議会でご協議いただいた結果、アンケートを発送したいと考えてございます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

それでは、ご承認をいただけるようでございますたら、拍手をお願いいたします。

(拍手)

議長 ありがとうございます。

それでは、議案事項につきましては以上のとおりご承認いただきました。ありがとうございます。

ここで10分間休憩します。

(休憩)

議長 それでは、会議を再開したいと思います。

協議事項について、協議第1号から第8号まで一括して事務局より説明をしていただきます。事務局。

事務局長 それでは、続きまして別冊になってございますA3の横長の分でございますけれども、協議事項と書いてある分でございます。

1ページをお願いします。

協議第1号、合併の方式について。

合併の方式について提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

合併の方式について。

南部町及び南部川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。

。

以上が提案でございます。

2ページにつきましては、参考資料としてそれぞれ新設合併と編入合併の違いを一覧表にしたも

のをつけさせていただいてございますので、ご参照いただけたらと思います。

一番下には、近年の合併の例ということで、新設合併の市町村の例、編入合併の市町村の例を参考につけさせていただいてございます。

協議第2号、3ページお願いします。協議第2号、A4の小さい紙でございます。

合併の期日について。

合併の期日について提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

合併の期日について。

合併の期日は、平成17年3月31日までとする。

この案でお願いをしたいと思います。

4ページには、参考資料をつけてございまして、左端に合併の期日についての留意事項ということで、4点載せさせていただいておりますけれども、4番目を読みますと、合併の期日は合併特例法の期限である平成17年3月31日までとし、具体的な期日については今後の協議において確認することとするということで、今後、期日について前倒しがあるかどうかについてご協議をいただきたいと思います。

協議項目につきましては、17年3月31日までとするということで、お願いしたいと思います。

それから、先進事例等載っております。

続きまして、5ページお願いします。

協議第3号、新町の名称について。

新町の名称について提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

新町の名称について。

新町の名称は、専門委員会で選定方法を検討の上、候補を選定し、協議会で決定する。

以上が案でございます。

6ページにつきましては、留意事項とか先進事例等をつけさせていただいてございます。先進事例の中では、香川県の引田、白鳥、大内の3町合併協議会では、小委員会を設置しまして、一般公募の公募方式を採っております。引田、白鳥、大内の名称を使用しない新たな名称をとということで募集をしております。

なお、先進地視察を予定してございます山梨県の南部町・富沢町の合併協議会につきましては、南部町、または富沢町という今使っておられるいずれの町村の名前の名称も対象として一般公募をさせていただきます。ほとんどの先進事例では一般公募が多くございます。それで、専門委員会につきましても、専門委員会で検討するのか、この協議会の場で選定をするのかにつきましても、次回の協議会でご協議をお願いしたいと思います。

すみません。7ページをお願いします。

協議第4号、新町の事務所の位置について。

新町の事務所の位置について提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

新町の事務所の位置について。

新町の事務所の位置は、和歌山県日高郡南部町大字芝 742番地とする。これは、現在の南部町の役場でございます。

第2庁舎は、現在の南部川村役場（和歌山県日高郡南部川村大字谷口 299番地の1）とし、現在の高城支所（和歌山県日高郡南部川村大字広野9番地）と、清川支所（和歌山県日高郡南部川村大字清川2223番地）は存続するという案でございます。

8ページに、事務所の位置と現況、南部町・南部川村についての住所、施設の規模、敷地面積、床面積、駐車場、竣工年月日等、参考につけさせていただいております。

9ページには、新町の事務所の位置についての関係法令をつけさせていただいております。地方自治法では、事務所の位置の決定基準としまして、住民の利便に最も適合するように交通の事情、他の官公庁との関係等を考慮すべきことが挙げられてございます。

それで、9ページの右側には先進地事例ということで、9つばかり事例を挙げさせていただいております。新築をするというのが3つ、しないというのが3つ。新庁舎についての新築については検討するというのが3つの市と町がございます。参考ということで、先進事例をつけさせていただいております。

続きまして10ページ、協議第5号、字の区域及び名称の取り扱いについて。

字の区域及び名称の取り扱いについて提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

字の区域及び名称の取り扱いについて。

字の区域及び名称については、現行のとおりとする。

この案で提案をさせていただいております。

11ページ、参考資料で現在の両町村、町の名称はございません。字の名称につきましては、南部町は大字堺、埴田、芝、北道、南道、東吉田、気佐藤、山内、東岩代、西岩代の10の大字がございます。南部川村につきましては、谷口、筋、徳蔵、熊岡、晩稲、東本庄、西本庄、滝、熊瀬川、高野、土井、市井川、広野、島之瀬、東神野川、清川の大字としては16の字がございます。

これらについては、ダブった部分がございますので、現行のとおりにしたいなというふうに考えてございます。

それで、あと1点ですけれども、今現在大字という表記を使われてございますけれども、大字を使うかどうかにつきましては、次回協議の場で皆様方にご協議いただきたいと思います。例えば、南部町大字北道何番地とあったのが、南部町北道何番地とするのか、大字をつけるかどうかあたりも含めてご協議いただきたいと思います。

12ページお願いします。

協議第6号 条例規則の取り扱いについて。

条例規則の取り扱いについて提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

条例規則の取り扱いについて。

条例規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障

がないよう整備するものとするということで、今後、協議会の場で協議、承認をされた各種事務事業の調整内容に基づきまして整備を進めていきたいという案でございます。

13ページ、参考資料をつけてございます。

それで、左端の原則としましては、新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するために各町村の条例規則等は失効するという事になってございます。このために、新町において新たに制定し施行する必要があるということで、制定してこの区分書いてございますように、合併期日からすぐ施行しなければならないものとか、合併後逐次制定し施行させるもの。合併時に廃止するもの等、今後出てこようかと思えますけれども、そういう方向で制定をしまいたいという案でございます。

続きまして14ページ、協議第7号、議員の定数及び任期の取り扱いについて。

議員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

議員の定数及び任期の取り扱いについて。

新町における議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、専門委員会で協議し、協議会で決定する。

これにつきましても、次回の協議会で専門委員会を置くかどうかについても含めましてご協議をいただきたいと思っております。

15ページ以下に参考資料としましてつけてございます。

15ページでは、地方自治法及び公職選挙法の原則を適用する場合ということで、合併をいたしますと議員はすべてその身分を失うことが原則でございますので、合併後50日以内に新町の条例定数、南部、南部川が合併いたしますと、条例定数としては22人以内ということで、これで設置選挙を行う方法、それと16ページには定数特例制度を適用するかどうかということで、合併後50日以内に法第91条に規定する数の2倍以内で設置選挙を行うことができるということで、法定数が22人以内でございますので、2倍をいたしますと44名以内で第1回目の選挙を行う。次からは、通常の条例定数で選挙を行う。こういう方法もございます。

それから、17ページには在任特例制度を適用する場合ということで、合併前の関係市町村のすべての議員が、合併後2年以内は在任できるという特例がございます。在任期間が終わりますと、次の一般選挙からは新町の条例定数で選挙を行うこととなります。

この3つの方法がございます。

18ページには、現職議員の任期等が載せさせていただいております。南部町では、次の議員さんの任期は15年4月30日から19年4月29日まで、南部川村では、15年3月1日から19年2月28日までとなっております。

それで、その下に先進事例等をつけさせていただいております。篠山市、西東京市、さいたま市、これらにつきましては在任特例を使われてございます。

静岡県の大東町、これは大浜町と城東町の合併なんですけれども、ここは定数特例も在任特例も使わずに、法の原則を適用して新設選挙を行ってございます。

市を含めた合併の場合は、先進事例を見ても在任特例が使われてございます。大きな市と

なりますと、定数の関係もございませうと思ひますので、残任特例が多く使われてございませう。

なお、19ページには、選挙区のことを参考につけさせてございませう。市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき条例で選挙区を設けることができるという法関係を添付させていただいませう。

続きまして20ページをお願いしませう。

協議第8号、特別職の身分の取り扱いについて。

特別職の身分の取り扱いについて提出する。

平成14年11月19日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

特別職の身分の取り扱いについて。

新町の職務執行者については、南部町長と南部川村長が別に協議して定めるものとする。特別職及び行政委員会委員等の身分の取り扱いについては、法の特例に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、南部町長と南部川村長が協議して定めるものとするということで、21ページに参考としまして、今現在の常勤の特別職並びに各種委員会委員及び監査委員の状況をつけさせていただいませう。町村長、助役、収入役、教育長につきましては一人ずつ、教育委員会は双方5名ずつ、選挙管理委員会は4名ずつ、公平委員会、これは日高郡公平委員会ということで、一部事務組合で協同設置をしてございませう。監査委員につきましては2名ずつ、固定資産評価審査委員会につきましては3名ずつ、現在ございませう。

それで、22ページ以下、関係法令を添付してございませう。

22ページの下側、地方自治法 180条の5で町村に置く委員ということで、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員。それから、第3項では農業委員会、固定資産評価審査委員会、これらを町村に置かなければならないという決められた委員でございませう。

なお、23ページ以降は、それぞれ委員さんの関係法令をつけてございませう。市町村長につきましては、当該市町村の設置の日から50日以内に一般選挙を行うことに決められてございませう。助役につきましては、各町村に助役一人を置くということで、長が議会の同意を得て選任することになってございませう。

24ページ、収入役につきましても、収入役は長が議会の同意を得てこれを選任するというふうな規定がございませう。

それから、教育長、教育委員会につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会を置くことに決まっておりますので、委員は5人の委員をもって組織するというふうに分けられてございませう。

それで25ページに、最初の委員の選任ということが施行令でも定められてございませう。

市町村の長の職務を行う者、職務執行者と言われるわけなんですけれども、新しい町長が決まるまでの間、その職務執行者が従来その地域にあります市町村の教育委員会の委員であった者の中から、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとするということで、新町の職務執行者が従来の教育委員さん10名のうちから5名を選任をして、最初の教育委員に任命をするということをやっております。

その任命された教育委員さんの任期につきましては、18条の2に載っておりますように、設置

後最初に行われる市町村の長の選挙後、最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとするということで、合併いたしますと新しい町の職務執行者が教育委員5名を選任いたしまして、その委員さんは町長選挙が終わって次回開催されます議会の会期末までの任期ということで、その議会で新しい町長が人事案件を提案して人事が始まるということでございます。

その下あたりに第20条でございますけれども、その教育委員さん5名につきましては、議会へ提案する委員さん5名ですけれども、そのうち2人は4年委員、1人は3年委員、それと2年委員、1年委員という感じで任期別に委員を定めることになってございます。それが、教育委員会の委員さんでございます。

26ページ、これは選挙管理委員会の規定でございますけれども、地方自治法181条の2で、選挙管理委員会は、上から4行目ですか。4人の選挙管理委員をもってこれを組織すると定められてございまして、各町村4名ずつということでございます。

それから、下側では地方自治法施行令、暫定的選挙管理委員会第4条ということで、地方公共団体の設置があった場合、新しく合併して設置があった場合、議会において選挙されるまでの間は、選挙管理委員であった者の互選によって4名定めるとなっております。ですので、選挙管理委員さんは合併の日に4名ずつ集まって、8名のうち自分たちで4名を互選して暫定的選挙管理委員となります。それで、新しく町長選挙が終わりまして議会で人事案件ということで提案、新しく決まることになろうかと思えます。ですけれども、この1回目の互選を行う場所とか日時につきましては、長の職務執行者が、あらかじめ関係人にこれを通知するというふうに定められてございます。

27ページの公平委員会、これにつきましては、南部町、南部川村とも一部事務組合に所属をしてございます日高郡町村公平委員会に所属をしてございます。ですので、合併の前日に両町村はこの会から脱退をいたしまして、合併の日に新町で加入をする手続だけということでございます。

それから、監査委員につきましては、町村にあっては2名とするというふうに定められてございます。監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任するということになってある規定だけでございますので、新町になりまして町長選挙が終わって、次の初議会の場で人事案件を提案するというので、それまでの間は定めはございません。

ですので、合併した最初の1カ月の月例監査と申しますのは、次の2カ月目に行うことが多くございますので、十分間に合うということかと思えます。

それから28ページでは、固定資産評価審査委員会、これは地方税法に規定されてございまして、423条で市町村に固定資産評価審査委員会を設置するということが決められてございます。その2項では、委員の定数は3人以上とし、条例で定めることになってございます。

第3項では、議会の同意を得て市長村長が選任をするということで、任期は3年と定められておりますけれども、その第8項、市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選任されるまでの間、当該市町村の長の職務を行う者、職務執行者でございますけれども、者は当該市町村の長が選任されるまでの間は、従来当該市町村の地域に属していた関係市町村の固定資産評価審査委員の委員であったもののうちから、選任したものををもって委員に充てるということで、これにつきましても合併をしてから新しく長が決まるまでの間、職務執行者が従来ございます固定資産評価審査委員、各3名ずつおりますけれども、そのうちから選任した者をもって充てるということで、

第9項につきましては、新しく町長選が終わりまして町長が決まりましてから、最初に招集される議会までの間は、新しい市町村長は従来の委員のうちから選任した者をもってその間充てておく。そうして、議会で人事案件を出して、そこから後、正規に固定資産評価審査委員会が決定されるということでございます。

29ページにつきましては、先進事例等載せさせていただいてございます。いずれも同じような取り扱いでございまして、今申し上げました規定のない場合、その他の委員さんにつきましては、両町村の町村長が協議をして定めることになってございます。

ですので、例えば固定資産評価委員ですとか特別土地保有税審議会委員、国保運営協議会の委員、それから交通指導員とか各町村、かなりの各種委員がございましてけれども、それらにつきましては、南部町長と南部川村長が協議をして決めていくことになってございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

この協議事項につきましては、去る11月14日の南部川の保健センターにおける事前研修のときにこの案が出されまして、一応次の協議会で確認すると、こういうことになっているわけですが、従ってこれは次の協議会で確認をしていただくわけですが、今の説明について何か質問があればちょっと出してください。

ございませんか。この点どうするなんて質問がございましたら。

ございませんか。

それでは、協議事項につきましては、委員の皆さん方がそれぞれ検討していただきまして、次回の協議会で協議をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、協議事項の提案及び審議を終わりたいと思います。

続きまして、4の確認事項について事務局から説明してください。

事務局長 恐れ入ります。最初の会議資料に戻っていただきまして、37ページをお願いします

。

先進地視察の日程表ということでつけさせていただいてございます。視察先は、南部町・富沢町合併協議会ということで、ここは14年2月19日に両町村臨時議会で設置議案について可決をいただきまして、2月20日に設置をして第1回目の法定合併協議会が2月25日から始まってございます。

それで、9月24日第10回目終わりましてすべての協議が整いまして、10月11日調印式を行ってございます。それで、15年3月1日合併予定ということで、人口的には約1万人ちょいの人口、南部町では6,711人、富沢町では4,152人という状況、ここらあたりを視察したいなというふうに考えてございます。

38ページには、南部町、富沢町の合併協議会だよりの創刊号を参考につけております。それから、もう1点ですけれども、40ページ最後のページ、次回協議会の開催ということで、3段目に書いております第2回目の合併協議会につきましては、平成14年12月11日水曜日午後1時半、場所につきましては南部町役場3階会議室で行いたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

なお、ここにも書いてございますように、視察研修は12月4、5。それから第3回目、4回目につきましては、現在のところ未定となっております。

それとあと1点、下から2段目、これ訂正をお願いしたいと思います。平成15年2月でございます。すみません。15年訂正をよろしくお願いしたいと思います。15年2月は、南部川村議会議員選挙のために、協議会はお休みとしたいと考えてございます。

以上で、確認事項について説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります。第3回、14年1月となっております。これも、15年の誤りでございます。よろしく訂正おわびを申し上げます。どうも。

議長 ありがとうございます。

本日の議事につきましては、これですべて終了いたしました。特に委員の皆さん方から何かご意見等ございませんか。

特にないようでございますので、それでは、委員の皆さん方には大変お忙しい中、長時間にわたってご審議まことにありがとうございました。会議の運営にご協力賜りまして本当にうれしく思っております。どうもありがとうございました。

これをもって、本日の会議を終わります。

司会 議長さま、ご苦労さまでした。

それでは、閉会に当たり、合併協議会副会長の山崎南部町長からごあいさつを申し上げます。

南部町長 法定協議会の委員の皆さん方には、大変お忙しい方々ばかりであります。記念すべき第1回目の法定協議会にお集まりをいただき、ご討議をいただきました。

ただいま事前研修から本日もいろいろ話をさせていただきましたけれども、要するに基本的には法定協議会というのはいつも申し上げるんですが、合併の是非を含んでそれを協議するということでありまして、今、全国的に法定協議会が開かれたのに、そこで法定協議会から脱退されたり、法定協議会そのものがなくなってるというのは全国に大分あるんですね。

きょうは、先ほどからお話の説明がございました協議事項というのは、あれは協定項目に大体なるんですね。それで一番法定協議会がつぶれているのはどこかと言いますと、名前、新しい町の名前を何にするのやということがまず第1点。それから、場所がどこにするか。事務局の方では、場所は南部町の役場庁舎の名前で出て、第2庁舎が南部川村役場にするというのは、これはこんなことはきょうは本当はこれ出せる話じゃないんですね。その辺が常識だろうというのが南部と南部川のよさではなかろうかというふうに思いますけれども、十数項目のことを、例えば議員さんの数の問題を、法定協議会でどこまで議論できるかということですね。だから、これは住民の皆さんにご意見を聞くこともなかなか至難のことです。その辺のところがいくつかの案があるわけですね。合併目的はやはり一つは節約をしようということで、あるいは財政的な利用が大きなウエイトを占めてるとしたら、ここらはどういうふうにしたらええのかというような簡単に22名でええ

やないかとか、いやまあ18名ぐらいにしようというような簡単なものではなからうと、こういうふうに特例のあるものだけにはそういうふうに思います。これは、特別職の場合にも若干当てはまりますが、特に議員さんの場合は、そういうことであろうと思いますから、次回に何もかも決められるはずないんですよ。

だから、次回にそういういろいろポイントについてご協議いただいて、自由に議論をしていただく。だから、ちょっと事務局の説明からすれば、次回のときにこの協議事項は全部決まるんですけど、こういうふうにお受け取りになられた方もいらっしゃると思いますが、そんな簡単なものであったら、非常にスムーズに南部と南部川の場合は割とその点はスムーズにいくと思いますが、その辺のところの一つの大きなポイントでありますから、無理に次のときにすべて今協議事項のご説明申し上げた点を決めていただけるような段取りにはならまい。これは、どういう皆さん方のご意見を徴するかということもご審議をいただきたい。必要もあるでしょう。ということをご協議していただくのが法定協議会でありまして、何もかもすべて法定協議会で一刀両断に決められるという話ではないわけでありまして、それぞれの個人のご意見をひとつお持ちいただき、また大勢の町民の皆さんの声もこちらに反映させてしていただいたら大変ありがたいというふうに思います。

それから、きょうはご説明ございませんでしたけれども、もう一つは法定協議会は建設計画なんですよ。新しい市町村の建設計画でアンケート云々の話があるんですが、これは平たく言えば南部町にも南部川にも長期総合計画というのがあるわけですよ。これは、必ずやはり通例としてアンケート出してるんですよ。

だから、アンケートで個別のハード面でどういうことを具体的に期待するとか、ソフト面で期待するとか、それは無理ですよ。これも、法定協議会がどういうふうな今後、法定協議会主催で合併報告会を持つとか、あるいは皆さん方それぞれの例えば南部川村にはその合併に対するいろいろの協議する懇話会もあるようであります。南部町にも、これは非公式の形ではありますが、南部川のような形ではありませんけれども、大勢の区長さんやとか元議員さんだとか、そういう方にも寄っていただいてというようなご意見を聞く会なんかもあります。

建設計画については、そういうことでこれが非常に大きなポイントになるんですよ。だから、法定協議会は財政的な処置はありませんけれども、今度建設計画の方が特例債というものがつくんですよ。事業の95%の充当率で70%の交付税措置がある。過疎債並みの起債が適用されるという、そういう恩典があるわけですよ。

だから、これは一概に何でもかんでもできるというものではありません。きょうは振興局長がお見えでありますけれども、県のご審査をいただいて県のご参画もいただいて作り上げていかなきゃなりません。国の承認事項もそこらあたりがきょうの大きなポイントになるわけであります。皆さん方には、これから再三開いていただきまして、個人のご意見をもつていただくと同時に、それぞれの意味では住民の代表の町会議員の皆さん、あるいは各種団体の代表の皆さん方がお越しでありますので、そこらあたりで個別でまたこういう問題をどう思うかというようなことについて、こういうところで発表していただけたら大変ありがたいというふうに思います。

何回も山があがるまでには、何回も皆さん方にお集まりをいただくことになろうかと思いますが、何にいたしましても本当に南部と南部川の合併が実現できるように、そしてそれを冷静にお互い

に確認しあってすばらしい計画をつくり上げていくのが、法定協議会の責務でございますので、お忙しい方々ばかりでございますけれども、よろしく願いを申し上げまして、本日大変ちょっと暖房も暑うございました。本当にご辛抱いただきましてありがとうございました。

以後どうぞよろしく願いをいたします。

司会　　ありがとうございました。

これで、本日の議事日程はすべて終了しました。ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

午後3時50分　終　了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員